

## 情報端末の貸出しに係る留意事項

令和3年5月改訂

- ◆ 災害等の対応による臨時休校や学級閉鎖などの一定の期間において、オンラインによる学習支援等を実施するにあたり、インターネットの利用環境が確保できない家庭を対象として情報端末等を貸し出します。
- ◆ 本事業における「インターネットの利用環境」とは、ご家庭で「保護者又は子どもが所有する情報端末（パソコン、タブレット、スマートフォン等）を使用してインターネットに接続することを基本とし、ホームページや動画等を視聴できる環境」のことです。
- ◆ 貸し出す情報端末は、タブレット及びモバイルルーター（データ通信専用 SIM カードを含む）です。モバイルルーターのみの貸与は行いません。また、貸し出すモバイルルーターの台数は、1家庭につき1台までです。
- ◆ 貸出し期間は、災害発生や感染症拡大防止に伴う学校臨時休業等の期間とします。貸出し・返却の際は、保護者の方が直接来校のうえ、受領・持参していただきますようお願いいたします。直接来校が難しい場合はご相談ください。貸出し期間終了後は、速やかに返却してください。
- ◆ 貸し出すタブレットは、端末管理ソフト（Chrome Education Upgrade）により管理しており、特定サイトへの接続制限やタブレットの動作記録等を行なっております。
- ◆ 利用者は、以下を遵守してください。
  - 学習支援に係るコンテンツの視聴や、ビデオ会議への参加など、学校が指定した用途以外では、情報端末を使用しないでください。
  - タブレット等の近くで飲食をしないでください。（端末を置いてある机に飲み物を置くなど）
  - タブレットの使用（ログイン）にはアカウントとパスワードが必要となります。アカウントとパスワードは、児童生徒に割り当てられているものです。
  - タブレット等は、使用状況によっては、自宅で充電してください。なお、貸し出すタブレットは、1度の充電により約10時間連続で使用することができます。ただし、使い方によっては、使用可能な時間が短くなるため、次の点にご留意ください。
    - (ア) こまめに電源をオフにしてください。  
(電源をオフにする場合は、右下のメニューにて「終了」を選択)
    - (イ) 明るさや音量を「暗め」、「低め」に設定ください。  
(明るさや音量を調節する場合は、右下のメニューにて調整)
  - タブレットのOSアップデートにより、タブレットの再起動が要求された場合には、タブレットの使用が終了した後に電源をオフにして頂ければ問題ありません。
  - タブレット等は、破損・紛失・盗難が無いよう丁寧に取り扱いってください。（借受人による現状復旧又は弁償などが発生します）

- 借受人がタブレット等の利用により何らかの損害、損傷等を負った場合でも、学校長は責任を負いません。
  - 端末利用において不具合が生じた場合、速やかに学校へ報告してください。
  - USBメモリ等の外部装置・周辺機器の接続及び利用を禁止します。
  - 学校から指示の無いファイルのダウンロードや、ソフトのインストールを禁止します。
  - 学習に関係のないサイトの閲覧・利用、SNSへの書き込み、写真・動画の配信を禁止します。
  - 学校などのシステムを調べたり破ったりする行為、他人のIDの不正利用、ハッキング行為、他人への誹謗中傷（SNS・掲示板への投稿）などは厳に禁止します。
  - 貸出し機器を、他人へ転貸（また貸し）しないでください。
  - 公共の交通機関での使用は周りの人の迷惑になる可能性や、破損の恐れがありますので、マナーを守ることやトラブルを避ける意味でも使用はお控えください。
- ◆ 今後、ご家庭でインターネットの利用環境が確保できた場合は、速やかに学校へ報告してください。